

令和8年9月14日

建設業退職金共済制度の加入について

建設業退職金共済制度（建退共制度）は、建設業に従事する労働者の福祉の増進を図るため、労働者が建設業から離職する際に退職金を受給するための制度です。

この制度は、工事ごとに異なる建設業者の下で働くことが多い建設労働者の勤務実態に合わせて、労働者がどこで働いても建設業に従事した日数を通算して退職金が支払われる仕組みとなっています。

市が発注する建設工事の工事費には、建退共の掛金（共済証紙の代金）を現場管理費として計上し、この制度の普及に努めています。

1 建設業を営んでいる方は、中退共等の他の退職金共済制度を利用している場合であっても、建退共の対象となる労働者がいる場合には、建退共制度に加入することができます。詳細は、建設業退職金共済事業本部のホームページ等で確認してください。

建設業退職金共済事業本部広島県支部

広島市中区八丁堀 11-28 朝日広告ビル5階

電話 082-221-0138

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

2 建設工事の受注者は、退職金ポイント又は共済証紙を購入し、労働者の就労状況を建設業退職金共済事業本部に報告又は就労した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付し消印をしてください。工事の下請けに出すときは、下請業者分の退職金ポイントを購入もしくは共済証紙を下請負人へ配布又は共済証紙購入費を下請負代金へ計上してください。

3 市が発注する請負代金額300万円以上の工事の受注者は、電子申請方式の場合は契約後40日以内、証紙貼付方式の場合は契約後1カ月以内に掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監理課へ提出してください。雇用する労働者が建退共制度の対象にならない場合はその理由（退職金制度を設けている、中小企業退職金制度に加入している等。）を報告してください。

請負代金額300万円未満の工事の受注者は、監理課からの指示を受けた場合に提出又は報告をしてください。